

接続にかかる費用負担と資金制度について

下水道の整備には多くの費用がかかり、整備された地区の人だけが利用できる施設であるため整備された地区の皆さんに事業に要する費用の一部について、負担をお願いしています。また、斑鳩町ではすみやかに接続していただけるように支援制度も設けています。

接続のためにかかる費用

現在の排水設備の状況	費用の目安
くみ取り便所又は簡易水洗トイレ	50万円＋トイレの改造費用(水洗トイレの改造／便槽の廃止／水道管の配管替え／排水管の改造)
合併処理浄化槽に接続されている水洗トイレ	20～40万円(浄化槽を廃止し、公共汚水ますへ接続替え)
単独浄化槽に接続されている水洗トイレ	30～50万円(浄化槽を廃止し、公共汚水ますへの接続替え／トイレ以外の汚水をまとめる配管工事)

※改造費用は、敷地の規模や既存の配管状況または土地の形状によって異なるため、一概に特定することはできません。

加入負担金について

● 公共下水道へ接続の時に加入負担金をご負担していただくことになります

下水道事業には多くの資金と長い年月を要しますが、住民の皆さんにより快適な生活をしていただくために事業を推進しています。

公共下水道は道路や公園など誰でも利用できる施設とは異なり、整備された地区の方だけが利用できる施設です。このように事業によって利益を受

けられる人と受けられない人がいるときは、その利益を受ける限度において、利益を受ける人に負担していただくことが妥当です。具体的には、事業に要する費用の一部を下水道が整備されたことにより、利益を受けることとなった人に、公共下水道の加入時に「加入負担金」としていただくことになっています。

● 加入負担金は10万円／戸

斑鳩町の場合、賦課の公平性を保つために、世帯数、建物面積、業種別等に関係なく、一律に定額10万円／戸を賦課する単一定額方式を採用しています。

斑鳩町の加入負担金の決め方

斑鳩町の場合、平成3年度から平成13年度までの下水道整備事業費は約82億円となります。その財源の内訳は①国庫補助金※、②起債※、③一般財源※となります。このうち、一般財源は約7億7千万円となり、その部分に対して1戸当たりの負担額を試算すると約16万円となりますが、下水道の利用促進を図るため、町民の皆さんには1戸あたり10万円をご負担していただくことになりました。

※ ①国庫補助金とは、国が自治体に対して特定の事業を行うために出されるお金です。

②起債とは、自治体が事業を行うための借金のことです。

③一般財源とは、町税など使い道が特定されていないお金のことです。

接続のための支援制度について

■ 一時的な費用の負担を軽減するために融資あっせん利子補給制度があります。

- ・ 排水設備工事費や加入負担金など一時的な負担を軽減します。
- ・ 最高60万円まで借りていただくことができます。

■ 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度があります。

- ・ 浄化槽の再利用、水資源の有効利用を図ります。